

自然公園制度のあり方検討会（第1回）議事概要（抜粋）  
 （公園事業・集団施設地区のあり方分科会に関連するご意見等）

公園事業のあり方について

- ・公園事業については、平成 22 年度改正で取り扱ったが、事業執行について十分にコントロールしきれておらず、結果として廃屋化などの問題が顕在化している。
- ・公園事業として認可された宿泊事業者が、転売などにより時間が経過すると変わってしまうことがあるので、追跡していく必要がある。

集団施設地区等のあり方について

- ・集団施設地区を中心に展開される事業についても、どのように進めていけばよいかを検討する必要がある。
- ・国立公園においては、基本的な方向性を示した上で、不要なものを除く引き算の仕組みが求められる。
- ・公園事業者に廃屋撤去の義務を負わせる仕組みの検討が必要。また、国又は自治体等での土地の取得の推進、廃屋の徹底的な撤去と面的再整備が必要。
- ・単に撤去するだけではなく、跡地の利活用について議論することが重要。さらに官民協働で再整備する仕組みや支援があると地元での動きは進む。
- ・国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業は、国立公園だけではなく、国定公園も対象となると、自治体は撤去等を進めやすい。
- ・廃屋撤去やトイレの洋式化に加えて、看板撤去や電線地中化も国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の対象となると良い。

その他

- ・管理については全体として、誰が何をどのように管理するのか、管理と何を指すのかを整理して議論した方が良い。多様な主体が存在する場合は、それぞれのフェデレーションをどのように取っていくのか。国有地であれば国が直接行為規制や管理を行えばよいが、民有地においてはどのように対応するのかを検討することが必要。
- ・国立公園内の登山道の整備に関しては、国などの土地所有者から土地を借りて、地元の各主体が必要に応じて予算、規模に応じて整備をしている状況にあり、一度市町村が整備すると、以降も整備の責任を市町村が負うことになる。一部では材料費のみを公費で賄い、施行は山小屋が実施している場合もある。土地所有者がという話にするとなかなか進まない現実がある。